

特定民有地買上事業費

117百万円（244百万円）

自然環境局国立公園課

1. 事業の概要

- (1) 我が国の自然公園は、土地の所有権に関わりなく指定する地域指定制の公園であるため、その区域内には多くの民有地が存在している。生物多様性保全の屋台骨としての役割を積極的に担う国立公園においても核心地域において民有地が多数所在している。
- (2) 他方、国立公園等内では、その区域の自然を保護するため、自然公園法等に基づき、建物又は工作物の構築や立木竹の伐採等の各種の行為を規制しており、土地所有者の権利保護との関係を調整する必要が度々生じている。
- (3) このため、生物多様性保全の観点から、国立公園等のうち自然環境保全上特に重要な地域であって、民有地であるために当該土地を買い取らない限り私権との調整上厳正な保護管理が図られない地域を対象として、土地及びその上に所在する立木を含めて国が直接買上げを行うことにより、これら地域の保護管理の強化を図る。

2. 事業計画

<平成17～21年度>

- ・国指定名蔵アンパル鳥獣保護区内の民有地買上

<平成22年度>

- ・吉野熊野国立公園「大峰山地区」の民有地買上予定

<平成23年度>

- ・支笏洞爺国立公園「有珠山西山火口地区」の民有地買上予定

3. 施策の効果

国立公園等のうち自然環境保全上特に重要な地域内に所在する民有地を公有地化することにより、国立公園等の適正な保護管理を促進する。

特定民有地買上事業

I 制度の概要

国立公園等内では、その区域の自然を保護するため、自然公園法等に基づき、建物又は工作物の構築や立木竹の伐採などの各種の行為を規制しており、土地所有者の権利保護との関係を調整する必要が度々生じている。

本事業は、国立公園特別保護地区等内に所在する民有地のうち、自然環境保全上特に重要な地域であって、買上要件に該当するものを、国が直接買上げを行う制度である。

II 買上対象地

- (1) 国立公園 特別保護地区、第一種特別地域 ()
- (2) 国指定鳥獣保護区 特別保護地区であって国内希少種の個体等の生息地
- (3) 生息地等保護区 管理地区
- () 地種区分未定であっても、第一種特別地域に相当する価値があるものとして取り扱われてきたことが明らかな地域を含む。

III 買上要件

法による規制行為についての許可を得ることができないため、土地の利用に著しく支障を来していること。

所有者から買上げの申出があること。

() 我が国の自然公園は、土地の所有権に関わりなく指定する地域制公園であり、その区域の中には多くの民有地が存在している。このため、自然保護対策上重要な民有地のうち、私権との調整上、緊急に買い上げなければ保護が図れない地域の適正な保護・管理を行うために買上げを行うものである。

IV 国の予算措置

- (1) 土地測量費
- (2) 立木調査費
- (3) 不動産鑑定料
- (4) 不動産購入費

V 取得した土地等の管理

本事業により取得した土地等については、国の行政財産として適正な管理の下におき、厳格な保護を図る。